

令和6年度 居宅介護 指摘事項一覧

20事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘 事業所数
1	人員に関する基準	専ら当該指定居宅介護事業所の管理に係る職務従事する常勤の管理者を置かなければなりません。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、又は当該事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができます。 しかしながら、常勤の管理者が配置されていない事例がありました。 常勤の管理者を配置してください。	都条例第155号第6条第2項、 障発第1206001号第二の2及び第三の1(3)	1
2	サービス提供責任者の責務等に関すること(居宅介護計画の作成等)	サービス提供責任者は、指定居宅介護の具体的取扱方針に基づき、以下のとおり居宅介護計画の作成等を行わなければなりません。 ・指定居宅介護の提供に当たっては、居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。 ・指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。 ・指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。 ・指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。 ・常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。 ・利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画を作成すること。(変更時について準用) ・居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族に、当該居宅介護計画の内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者(指定特定相談支援事業者等)に交付すること。(変更時について準用) ・居宅介護計画の作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じ変更を行うこと。 しかしながら、上記の業務の全て又は一部が適切に行われていない事例がありました。 指定居宅介護の具体的取扱方針に基づき、一連の業務を適切に行ってください。	都条例第155号第10条第2項から第4項及び第29条、 障発第1206001号第三の3(15)及び(16)	6
3	勤務体制の確保等	利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供することができるよう、各指定居宅介護事業所において、当該指定居宅介護事業所の従業員の勤務体制を定めなければなりません。 しかしながら、従業員の勤務体制を定めていることを確認することができない事例がありました。 については、当該指定居宅介護事業所の従業員の勤務体制を定めてください。	都条例第155号第12条第1項、 障発第1206001号第三の3(22)①	1
		ハラスメントに関する必要な措置が講じられていませんでした。 ハラスメントに関する指針の整備や相談窓口の設置等、必要な措置を講じてください。	都条例第155号第12条第4項 障発第1206001号第三の3(22)④	1
4	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていることが確認できない事例がありました。 内容及び手続の説明及び同意を行ったことをわかるようにしてください。	都条例第155号第13条第1項、 障発第1206001号第三の3(1)	1
5	サービス提供の記録	指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、その都度記録しなければならず、その記録に際し、支給決定障害者等から指定居宅介護等の提供を受けたことについて確認を受けなければなりません。 しかしながら、指定居宅介護を提供した際の記録が確認できない事例、他サービスと混在して記録している事例、記録の内容が誤っている事例、記録について支給決定障害者等から確認を受けていない事例、記録を事業所で適切に管理していない事例がありました。 当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項をその都度記録し、支給決定障害者等から指定居宅介護の提供を受けたことについて確認を得てください。	都条例第155号第23条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(9)①及び②	5
6	利用者負担額	利用者負担額の算定にあたって、サービス提供回数を誤って徴収している事例がありました。 適切な算定となるよう、利用者負担分について返金手続等を行ってください。	都条例第155号第25条第1項、 障発第1206001号第三の3(11)①	1
7	法定代理受領の通知	法定代理受領した介護給付金の額を、支給決定障害者等に対し通知していない事例がありました。 介護給付費を法定代理受領した場合には、当該支給決定障害者等に対して介護給付費の額の通知をしてください。	都条例第155号第27条第1項、 障発第1206001号第三の3(13)①	2
8	感染症の予防及びまん延防止	感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければなりません。 (1)感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。 (2)感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。 しかしながら、上記必要措置の一部が適切に講じられていない事例がありました。 感染症の予防及びまん延の防止のため、必要な措置を適切に講じてください。	都条例第155号第34条第3項、 都条例施行規則第175号第4条の2 障発第1206001号第三の3(24)②	4

9	掲示に関すること	利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項について、掲示又は関係者への閲覧が可能な場所等にファイル等で備え付けていない事例がありました。 重要事項について、掲示又は関係者への閲覧が可能な場所等にファイル等で備え付けてください。	都条例第155号第35条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(25)①及び②	2
10	身体拘束等の禁止	身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置を講じなければなりません。 (1)身体的拘束等の適正化に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 (2)身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 (3)従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 しかしながら、上記必要措置の全部または一部が適切に講じられていない事例がありました。 身体的拘束等の適正化を図るため、適切に必要な措置を講じてください。	都条例第155号第35条の2第3項、 都条例規則第175号第4条の3、 障発第1206001号第三の3(26)②、③及び④	3
11	秘密保持等	一部従業者について、秘密保持等に係る必要な措置が講じられていませんでした。在職中及び退職後も利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、誓約書等を交わすなどの措置を講じてください。	都条例第155号第36条第1項及び第2項、 障発第1206001号第三の3(27)①及び②	4
		利用者又はその家族の個人情報について、他の指定居宅介護事業者等に対し情報を提供しているにもかかわらず、利用者又はその家族から同意を得られていない事例がありました。 利用者又はその家族に関する情報を使用する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得るようにしてください。	都条例第155号第36条第3項、 障発第1206001号第三の3(27)③	8
12	虐待の防止	虐待の発生及び再発を防止するため、以下の措置を講じなければなりません。 (1)虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 (2)従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (3)(1)及び(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 しかしながら、上記必要措置の全部または一部が講じられていない事例がありました。 虐待の発生及び再発を防止するため、適切に必要な措置を講じてください。	都条例第155号第40条の2、 都条例規則第175号第4条の4、 障発第1206001号第三の3(31)①、③及び④	3
13	初回加算	初回加算の算定にあたり、サービス提供責任者が指定居宅介護等を行ったこと又はその他の居宅介護従業者が指定居宅介護等を行った際にサービス提供責任者が同行したことが確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分について過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第1の2注、 障発第1031001号通知第二の2(1)⑪	1
14	給付費の算定	居宅介護サービス費の算定に当たり、サービスを提供していないにも関わらず、所定単位数を算定している事例や、算定時間を誤って請求している事例がありました。 適正な算定となるよう、介護給付費及び利用者負担分の過誤調整を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1注4、 障発第1031001号第二の2(1)①	2
15	特定事業所加算(Ⅱ)	特定事業所加算(Ⅱ)の算定に当たり、厚生労働大臣が定める基準として、次に掲げる基準のいずれにも適合しなければなりません。 (1)当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、居宅介護従業者ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定すること。 (2)次に掲げる基準に従い、指定居宅介護が行われていること。 (一)指定居宅介護事業所における居宅介護従業者の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 (二)指定居宅介護の提供に当たっては、サービス提供責任者が、当該利用者を担当する居宅介護従業者に対し、当該利用者に関する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始するとともに、サービス終了後、担当する居宅介護従業者から適宜報告を受けること。 (3)当該指定居宅介護事業所の全ての居宅介護従業者に対し、健康診断等を定期的に実施すること。 (4)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に掲げる緊急時における対応方法が利用者に明示されていること。 (5)当該指定居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、熟練した居宅介護従業者の動向による研修を実施していること。 しかしながら、上記各基準要件の一部が適切に講じられていない事例がありました。 適切な算定となるよう、要件を確認してください。	厚労告第523号別表第1の1注12、 障発第1031001号第二の2(1)⑭	2
16	身体拘束廃止未実施減算	身体的拘束等の適正化を図るための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。 適切な算定となるよう、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、介護給付費の減算を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1注18、 障発第1031001号第二の1(14)	3
17	虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じられていない事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について、100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。 適切な算定となるよう、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月まで、介護給付費の減算を行ってください。	厚労告第523号別表第1の1注19、 障発第1031001号第二の1(15)	3
18	変更届(運営規程)	内容が統一していない運営規程を利用者に渡している事例がありました。 省令で定める事項に変更が生じた場合は、都知事に適切に届け出を行い、変更後の運営規程の管理を徹底してください。	支援法第46条第1項、 支援法施行規則第34条の23第1項第1号	1

19	障害福祉サービス等情報公表制度	指定障害福祉サービス事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければなりません。 しかしながら、当該報告を行っていない事例がありました。 情報公表対象サービス等情報を、当該情報公表対象サービス等を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告してください。 (改善の確認ができない場合は、令和6年4月に遡って、報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算しなければなりません。)	支援法第76条の3第1項、 厚労告第523号別表第1の1注16、 障発第1031001号第二の1(12)	3
20	業務管理体制の届出	業務管理体制の整備に関する事項について届出されていない事例がありました。 業務管理体制の整備に関する必要な事項を届出してください。	支援法第51条の2第1項及び第2項 支援法施行規則第34条の27第1項第1号及び第34条の28第1項	2